

[事案 2023-87] 既払込保険料返還請求

・令和 5 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

承知していない契約であること等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったものの。

<申立人の主張>

昭和 45 年 2 月から昭和 57 年 2 月の間に契約した 6 件の学資保険等(まとめて契約①)、および平成 2 年 4 月に契約した終身保険(契約②)について、以下等の理由により、契約①の既払込保険料の返還、契約②の二重払いとなっている特約保険料相当額の返還を求める。また、契約①②とは別に、昭和 41 年頃、生命保険契約(契約③)の申込みをしたので、既払込保険料の返還を求める。

- (1) 契約①について、契約を承知しておらず申込書等の筆跡は自分のものではない。
- (2) 契約②について、契約時に特約保険料を前納したにもかかわらず、その後も特約保険料が引き落とされており、二重払いとなっている。
- (3) 契約③について、昭和 41 年頃契約したこと以外の詳細は不明だが、給与から保険料が天引きされているため、契約は存在している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、各申込書にある印影と契約②の書類にある印影が同一であることや、保険料の支払い、証券の再発行請求、転換手続、満期保険金の請求など、申立人が契約の存在を了知していた事実があるにもかかわらず異議が述べられた形跡がないこと等からすれば、契約①の各申込みは申立人の意思にもとづくものである。
- (2) 契約②について、契約当初から特約保険料を前納した事実はない。
- (3) 契約③について、申立人が存在を主張している契約は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。